

平成 31 年度 沼津市産後ママのリフレッシュ事業業務委託 公募仕様書

1 業務名

平成 31 年度 沼津市産後ママのリフレッシュ事業業務委託

2 本事業の目的

子育て中の母親が育児相談や母親同士の交流できる場を提供し、仲間づくりをすることで家庭や地域での孤立感や不安等を和らげる。また、母親が休息できる時間をつくり、心も体もリフレッシュして、健全な親子関係を築いていくことを目的に産後ママのリフレッシュ講座を開催する。

3 履行期間

平成 31 年 6 月 10 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

(1) の対象者に (2) の内容を全て含む講座を開催する。

(1) 対象者

沼津市内に住民登録を有し居住する者で、概ね生後 5 か月までの乳児を持つ母親
母子ともに医療行為が必要ない者

(2) 講座内容

(1) の対象者に下記内容を全て含む講座を開催する。なお、基本的には赤ちゃんは完全託児とする（授乳時間・計測時などを除く）

①母親同士の交流とリフレッシュ

母親同士及びスタッフとの交流の機会を提供する

(リフレッシュの機会の例：ヨガ、アロマ、手芸等)

②食事、休息タイム

母親同士が交流できる昼食時間を提供する。(食事代は実費)

③赤ちゃんの計測、育児相談、栄養相談

保健師又は助産師等による育児相談と栄養相談（栄養士による栄養相談がより好ましい）を実施し育児に対する不安や悩みの軽減を図る

育児相談をする中で、支援等が必要な対象者がいた場合は、市健康づくり課に情報提供をすること。

④子育て支援センター等の情報提供（見学、紹介等）

実施場所近隣の支援センター・保育園・幼稚園等や、母子で集える場所の紹介

(3) 事業の回数、時間

第1クール：7月～9月のうち月1回程度 4回開催

第2クール：10月～12月のうち月1回程度 4回開催

第3クール：1月～3月上旬のうち月1回 2回開催

- ・受託者は上記から希望するクールを選び、計画すること。
- ・受託者は、開催（実施）可能日を企画提案書に記載すること。
- ・開催日は平日に限る（年末年始などの長期休みは除く）。
- ・開催日までは1か月程度の周知期間を設けること（契約月を除く）。
- ・開催時間は概ね午前10時から午後2時までとする（正午をはさむ4時間程度）。
- ・1クール内のリフレッシュ実施内容については、連続して同内容を実施することは避ける。

(4) 会場、利用料等

- ・講座の規模は1講座あたり10～15組程度とする。
- ・会場は沼津市内とし会場使用費は受託者が支払うこと。なお、サンウェルぬまづや地区センター等の市施設を使用する場合は、協議の上利用・減免について市健康づくり課が申請を行うものとする。（サンウェルぬまづについては、7/15・7/23・8/26・9/10・9/26・10/8・10/29・11/11・11/15・12/3・12/11・1/15・1/23・2/6・2/28・3/5については、仮予約をしてあるので日にちが合えば使用することができる）。ただし、減免の上生じた使用料については受託者が支払うこと。
- ・利用者から参加料金の徴収は行わない。
- ・食事代、材料費等の実費が生じる場合は、予定金額を企画提案書に記載すること。また、実費については、利用者が直接会場等で受託者に支払うこと。
- ・未就園児兄弟の託児については、可か非かを企画提案書に記載すること。併せて、可の場合は、利用者負担額を記載すること。

(5) 従事者

- ・受託者は実施責任者及び保健師又は助産師等の資格を有する者を1回の開催につき各1名以上従事させること。
- ・ママ同士の交流やリフレッシュ時の講師は、指導内容に応じた有資格者または指導経験者とする。
- ・受託者は託児スタッフを子ども3人に対し1人以上の配置をすること。また託児スタッフは保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭等の有資格者もしくは、沼津市が行う子育て支援養成講座等の受講修了者を最低1名リーダーとして従事させること。

(6) 事業の周知

受託者は事業に関するチラシを作成し市民への周知を行う。
事業の周知方法について市と協力し実施すること。

(7) 申し込み受付事務

- ・受託者は事業の利用を希望する者から連絡を受け、申し込みの受付を行う。
- ・支援内容の交流の機会提供のため、1回の開催につき利用組数が10組以上となるよう努めること。

(8) 実施報告

受託者は、事業実施状況について、沼津市産後ママのリフレッシュ事業実施報告書及び参加者名簿を作成しすみやかに市健康づくり課に提出すること。(平成32年3月分にあたっては、同月末日まで)

(9) 受託者における費用負担

- ・従事実績に応じた、保健師又は助産師等、栄養士、託児スタッフへの謝金
- ・事業の運営に必要な費用

5 委託料の請求及び支払

(1) 請求

受託者は次の書類をもって市健康づくり課に請求するものとする。

- ア 委託業務完了届
- イ 沼津市産後ママのリフレッシュ事業実施報告書
- ウ 参加者名簿
- エ 請求書

(2) 支払

沼津市は、各クールの業務完了検収後、受託者からの請求に基づき、委託料を支払うものとする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者の沼津市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は沼津市に帰属するものとし、沼津市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得

た秘密を漏らしてはならない。

(5) 本業務の遂行に当たって、受託者と支援対象者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。

対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に沼津市に報告し、対応を協議すること。

(6) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者は、契約締結後速やかに、本事業に係わる損害保険等に参加しなければならない。

(7) この仕様書に定めない事項については、委託者、受託者双方の協議の上、これを決定する。